平成２１年（フ）第２８４０号
札幌市豊平区平岸１条２丁目４番31号　ミッキーハイツ101号
債務者　渡邊　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９号
宮城県東松島市矢本字下浦268番地２
債務者　高橋　　計
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立１番地の35
債務者　高橋　明子（旧姓武山・佐藤）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
宮城県石巻市門脇字二番谷地４番地14
債務者　小松　晶幸
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
宮城県石巻市湊町１丁目２番８号
債務者　小池　京子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
宮城県石巻市新橋３番11号コーポ・ステーション205号
債務者　高橋　隆之
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
群馬県高崎市金古町587番地３
債務者　田中四恩樹
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２７４号
群馬県高崎市金古町1355番地１　パークタウン宮
債務者　田中　基道
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３９号
群馬県高崎市並榎町531番地１　ホーユウパレス高崎並榎708号
債務者　稲熊　　亨
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４１号
群馬県高崎市棟高町388番地５
債務者　山手　春介
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４５５号
埼玉県日高市大字高萩1716番地13
債務者　富田美都穂
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６１号
埼玉県飯能市大字川寺473番地の２
債務者　丸山　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７７号
埼玉県入間市鍵山３丁目１番４号701
債務者　伊藤ヨシヱ（旧姓関）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１４５号
岐阜県恵那市長島町正家278番地46　長屋アパート
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１６０号
岐阜県瑞浪市小田町1866番地の12
債務者　窪園佐代子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３５７号
静岡県裾野市茶畑433番地の１
債務者　伊藤　重光
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
静岡県三島市徳倉1000番地の19　ベラビスタＣ―105
債務者　三浦　和美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
静岡県沼津市西椎路139番地の１　エンゼルハイム西椎路404
債務者　佐々木敏幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係